

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から同年11月まで

申立期間当時、結婚や引っ越しで多忙だったため、昭和45年9月24日に申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納めた。私は、年金は全額納めるべきと考えており、未納があれば後日納付するなどして、未納期間をつくらないようにしてきた。申立期間の保険料を還付された記憶は無く、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっているが、申立人が所持している申立期間に係る領収書及び国民年金手帳の記載から、申立人は申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人に係る戸籍及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間である昭和44年4月5日から同年11月10日までの期間について、申立人は、被用者年金の被保険者では無いこと、厚生年金被保険者と婚姻する前の期間であることが確認できることから、当該期間は本来国民年金の強制被保険者となるべき期間である。

さらに、申立期間に係る納付書が発行されていることから、申立期間について行政側もいったんは国民年金の強制被保険者としての資格があると判断したものと推認され、保険料が還付されたとする前は納付済期間となっていたことを踏まえると、申立期間の保険料は還付する必要がなかったものと考えられる。

加えて、申立人の昭和39年4月から同年8月までの保険料納付記録は未納となっていたが、平成20年に申立人が当該期間の領収書を提出したことによ

り、納付記録が納付済みに訂正されていることから、申立人の年金記録について、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 1 月 22 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 1 月 22 日までの間、A社において労働者年金保険に加入していたが、社会保険事務所で加入記録を確認したところ、24 年 2 月 1 日に脱退手当金を支給されていると言われた。しかし、私は受給した記憶が無く納得できないので、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 年後の昭和 24 年 2 月 1 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の取扱いにおいて、労働者年金保険被保険者臺帳記號番號通知票にその旨の表示をしていたと推測されるが、申立人が所持している労働者年金保険被保険者臺帳記號番號通知票には当該表示と認めることができる表示は無い。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者が記録されている厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す給付記録がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月及び同年 5 月、58 年 1 月及び同年 2 月、61 年 5 月から同年 9 月までの期間、62 年 4 月から 63 年 1 月までの期間並びに 63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 58 年 1 月及び同年 2 月
③ 昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで
⑤ 昭和 63 年 3 月及び同年 4 月

船員保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付は、母が確実に実行されており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間に係る船員保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立人自身は切替手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人は、申立人の母は病気のため記憶が定かでないとしており、申立期間中に同居していた申立人の父に聴取しても、申立内容を裏付ける供述は得られず、申立期間に係る切替手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に払い出されている被保険者の資格取得年月日から判断すると、平成 2 年 12 月に払い出されており、その時点ではすべての申立期間の保険料は時効により納付できない上、申立期間は未加入期間であることから、制度上、申立人に対し納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、20 歳に到達する以前から国民年金手帳記号番号が払い出されるまで A 町から住民票を異動していないなど、別の手帳記号番号が払

い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は5回に及び、特に申立期間③から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年3月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から51年3月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで

実家の母が、将来のことを心配して国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていてくれた。

妹の分も私と同じように母が年金を掛けていてくれたはずだ。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区の実家に住んでいた当時、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は直接加入手続や保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は他界しており、加入手続及び納付についての具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に払い出されており、その時点で申立期間①の大部分は時効により納付できず、申立人は、54年3月にB市へ転居する以前は住所の移動が無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時同居していたとする申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に申立人と連番で払い出され、社会保険庁のオンライン記録によると、妹の保険料については、国民年金の資格を取得した45年2月から51年3月までは未納となっており、申立人の母が、申立人の妹の保険料も納付していたとする主張とは符合しない。

加えて、社会保険庁の記録によると、昭和53年7月から54年3月までの

保険料を 55 年 8 月及び同年 9 月に、55 年 1 月から同年 3 月までの保険料を 55 年 9 月に納付されていることが確認でき、申立人は、B 市役所で納付した時に、担当者から「時効により数か月分の保険料は納められない」との説明があったことを記憶しているとしており、保険料を納付した 55 年 8 月時点において申立期間②については納付できなかったと考えられる。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私が旅館で働いていた時に妻に勧められて妻のお婆二人と一緒に国民年金に加入し、市役所から来る集金人に保険料を渡していた。加入手続も保険料の納付も妻がしており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしており、申立人自身は直接関与していない。

また、申立人の妻は、昭和 37 年の秋ごろに申立人と妻のお婆二人と一緒に国民年金に加入したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻のお婆の一人は 35 年 10 月 1 日に県外で資格取得していることが確認でき、もう一人のお婆については、申立人の妻がお婆の家族に生年月日を確認したところ「明治 36 年だった。」としており、制度上、国民年金には加入できないため、申立内容と符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 4 月 19 日に払い出されており、その時点で、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 34 年か 35 年の秋から平成 2 年 11 月までの間、A 市から住所を移動していないとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、高校を卒業したあと、昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで、A社C工場（現在は、B社C工場）に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、同社における資格喪失日が 44 年 3 月 30 日となっている旨の回答を得た。

同社における資格喪失日を昭和 44 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場が保管している社会保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が昭和 44 年 3 月 30 日と記録されている。また、A社C工場における申立人の雇用保険の加入記録によると、離職年月日は 44 年 3 月 29 日と記録されている。さらに、社会保険事務所が保管しているA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格喪失日は 44 年 3 月 30 日と記録されており、同名簿及び雇用保険の記録と一致している。

加えて、申立人が当時一緒に勤務したとする同僚に照会したが、申立内容を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年から31年まで
② 昭和31年から35年まで

私は、申立期間①にA社に、申立期間②にB社に勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人が事業所の所在地として供述したC市において、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、同社は法人登記の記録も見られない。

また、申立人は「A」という名称の瓶詰ジュースの検品作業をしていたと供述していることから、当該名称の商標登録の有無及び出願人等について特許庁に照会したが、これらの事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人は同僚等の氏名を覚えておらず、申立内容を裏付ける関連資料、証言を得ることはできなかった。

B社に係る申立期間②については、同社は昭和41年2月23日に全喪しており、事業主も所在不明のため、申立内容を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和35年8月1日と記録されており、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年11月27日から同年12月15日までの期間及び35年3月14日から同年5

月 23 日までの期間は、当該事業所以外の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 10 月まで
私は、申立期間にA社（現在は、B社）に勤めていたが、厚生年金保険の記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月 26 日から 49 年 10 月 9 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、B社に照会したが、同社では当時の資料を既に廃棄しており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険の適用について証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が申立期間において、夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 12 月まで
私は、申立期間当時A社に勤務しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び事務担当者の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、当該事業所が保管している申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の記録が無いことから、申立人の資格得喪の届出及び保険料の納付を行っていないと回答しているほか、「正社員は全員厚生年金保険に加入させているが、申立人は正社員ではなかった」と証言している。

また、当時の事務担当者は「申立人は正社員ではなく、厚生年金保険料の控除は行っていない」と証言している。

さらに、複数の元同僚からは申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。